



宮 崎 県 公 報

平成30年4月16日(月曜日) 第 2987 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○県税の収納の事務の委託……………(税務課) 1	
○民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 1	
○保安林の指定予定の通知……………(“) 1	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 2	

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出(2件) … (商工政策課) 2
- 土地改良区の役員の就任の届出(2件) …… (農村整備課) 3
- 土地改良区の役員の住所変更の届出…………… (“) 3
- 土地改良区の定款変更の認可(2件) …… (“) 3
- 県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 3
- 公共測量終了の通知……………(管理課) 3
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧(4件) …… (都市計画課) 3

告 示

宮崎県告示第 455号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

平成30年4月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 県税の収納の事務の委託を受けた者

- (1) 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
- (2) 国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋1丁目1番1号
- (3) 株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南1丁目8番27号
- (4) 株式会社セイコマート 北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地
- (5) 株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町 900番地
- (6) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8
- (7) 株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
- (8) 株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番地の1
- (9) ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
- (10) 山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
- (11) 株式会社ローソン 東京都品川区大崎1丁目11番2号
- (12) ビリングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号

2 委託に係る県税の税目

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第2条第1項第2号に規定する事業税のうち個人の行う事業に対して課するもの、同項第4号に規定する不動産取得税及び同項第9号に規定する自動車税

3 委託した収納取扱期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

宮崎県告示第 456号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成30年4月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字藤ノ尾甲3229(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 457号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年4月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字平 708-8

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字平 708-8 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 458号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年4月16日から同月30日まで宮崎県土木整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷上 渡川字橋野	旧	5.5～ 15.5	384.5
			原3094番地 先から同郡 同町南郷上 渡川同字30 52番地先ま で	新	8.6～ 34.3	

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年4月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス小林堤店
小林市大字堤字金鳥居2994番12 外5筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- 3 変更する事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
(変更後) 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- 4 変更の年月日
平成30年1月1日

- 5 変更する理由
大規模小売店舗を設置する者の住所表記（町名）変更のため
- 6 届出年月日
平成30年3月30日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成30年4月16日から平成30年8月16日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成30年4月16日から平成30年8月16日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年4月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス小林西店
小林市大字細野字榎原1567-1 外9筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- 3 変更する事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
(変更後) 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- 4 変更の年月日
平成30年1月1日
- 5 変更する理由
大規模小売店舗を設置する者の住所表記（町名）変更のため
- 6 届出年月日
平成30年3月30日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年4月16日から平成30年8月16日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成30年4月16日から平成30年8月16日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、山新土地改良区（三股町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成30年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住所
理事	西村隆一	北諸県郡三股町大字榊山4011番地3
理事	白川勝美	北諸県郡三股町大字榊山4184番地2
監事	馬渡広二	都城市郡元町2720番地1

(任期：平成31年12月24日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成30年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住所
理事	児玉洋一	高鍋町大字上江8085番地

(任期：平成32年3月31日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、岩戸土地改良区（高千穂町）の役員の住所変更について次のとおり届出があった。

平成30年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 変更前

役名	氏名	住所
理事	甲斐政雄	高千穂町大字岩戸7504番地

2 変更後

役名	氏名	住所
理事	甲斐政雄	高千穂町大字岩戸7402番地8

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）から平成30年3月19日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、中方土地改良区（宮崎市）から平成30年4月3日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成30年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
下谷	木城町	ため池等整備事業	平成30年3月12日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2933号により公告した公共測量（①デジタル撮影（地図情報レベル1000 2.14km²）②数値図化（地図情報レベル1000 0.54km²）③仮BM設置測量（3級水準測量 8点、6.9km））が平成30年3月26日終了した旨、高鍋町長から通知があった。

平成30年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画を定める者の名称
都城市
- 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画用途地域
- 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年 4 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
都城市
- 2 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画特別用途地区
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年 4 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
都城市
- 2 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画公園
2・2・77号 山野原街区公園
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年 4 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
都城市
- 2 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画地区計画
早鈴東部地区 地区計画
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所